

宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宿毛市（以下「市」という。）への移住又は定住を目的に市内で住居を探す、仕事を探す、又は暮らしを体験する等の活動にかかる市内での滞在費の一部を予算の範囲内で助成することにより、市への移住を推進し、地域の活性化を図る宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市外に住所がある者
- (2) 市への移住又は定住を目的とする活動のために、市内に宿泊する者

(助成対象活動)

第3条 助成の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内で住居を探す活動
- (2) 市内で仕事を探す活動
- (3) 市への移住や就業を前提として、市内で実施されている体験活動等に参加する活動
- (4) その他、市への移住促進、体験交流等のため、市長が特に必要と認める活動

(滞在費の助成等)

第4条 助成対象者が助成対象活動のために市内に宿泊した場合の一人当たりの助成額は、基本宿泊費（1泊2食）以内とし、同一年度内に連続若しくは通算で13泊分を限度とする。ただし、1泊当たりの助成額は、一人当たり2,000円を上限とし、助成の対象となる宿泊施設に関しては別に定めるものとする。

2 市長は、助成金の支給に代えて、宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成券（第1号様式。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

(助成券交付申請)

第5条 助成券の交付を受けようとする者（2人以上で利用しようとする場合は、代表者に限る。）は、宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成券交付申請書（第2号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、滞在を開始する予定の日から起算して10日前までに申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(助成券の交付)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、助成対象者に事前に面談を行い、助成券を交付するものとする。

(助成券の利用)

第7条 助成対象者は、前条の規定により助成券の交付を受け宿泊施設を利用するときは、交付を受けた助成券を宿泊施設へチェックインをする際に提出しなければならない。

(助成対象活動の報告)

第8条 助成対象者は、助成対象活動をした日から起算して1月以内又は助成事業の年度末3月31日のいずれか早い期日までに、宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成事業活動報告書(第3号様式)を市長に報告しなければならない。

(宿泊施設の利用取消し)

第9条 助成対象者は、助成券の交付を受けた後において、宿泊施設利用の取消しをした場合は、速やかに市長に助成券を返還しなければならない。

2 宿泊施設の利用取消しにより取消料、手数料等が発生する場合は、助成対象者は宿泊施設に当該取消料、手数料等を支払わなければならない。

(費用の請求)

第10条 助成券を受け取った宿泊施設は、宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成金請求書(第4号様式)に助成券及び宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成金計算書(第5号様式)を添付し、市長に費用を請求するものとする。

(助成の取消し)

第11条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成額の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、不正の行為があると認められたとき

(助成額の返還)

第12条 市長は、前条の規定に基づき、助成を取り消した場合においては、期限を定めて当該助成額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成券	
	年 月 日
様	
宿毛市長 (公 印 省 略)	
1 助成対象活動の内容	_____
2 発行日	年 月 日
3 宿泊予定施設	_____
4 宿泊予定日	年 月 日 ～ 年 月 日
※チェックインする際に宿泊施設に提出してください。	

第2号様式（第5条関係）

宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成券交付申請書

年 月 日

宿毛市長 様

申請者住所

氏 名

連絡先

宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成券の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成対象活動の内容（下の活動の中から該当するものを選び○印を付けて下さい。）
 - （1）宿毛市内で住居を探す活動
 - （2）宿毛市内で仕事を探す活動
 - （3）宿毛市への移住や就業を前提として、市内で実施されている体験活動等に参加する活動
 - （4）その他、宿毛市への移住促進、体験交流等のため、市長が特に必要と認める活動
- 2 宿泊予定施設名 _____
- 3 宿泊予定日 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 添付書類
現住所を証明できるものの写し（住民票、住基カード、免許証、保険証など）
- 5 事後報告
今後の市の取り組みの参考とさせていただきたいので、今回の宿毛市での体験、宿毛市の印象など滞在中に感じたことなどを聞かせて下さい。

第3号様式（第8条関係）

年度宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成事業活動報告書

年 月 日

宿毛市長 様

申請者住所

氏 名

連絡先

年 月 日から実施した 年度宿毛市お試し暮らし短期滞在
費助成事業における活動報告書を、関係書類を添えて提出します。

記

1 宿泊日

年 月 日 ～ 年 月 日

2 宿泊施設

3 助成対象活動の内容

4 感想

添付書類

助成対象活動の内容が分かるもの

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成金請求書

年 月 日

宿毛市長 様

宿泊施設名
代表者氏名
連 絡 先

印

宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成事業実施要綱第 10 条の規定により短期滞在費助成券、
宿泊費明細書の写し及び助成金計算書（第 5 号様式）を添えて助成金の交付を申請します。

請求額 金 _____ 円

振込先

金融機関名	銀行・組合 農協・金庫	支店 支所
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義人	ふりがな 氏 名	

※口座名義人は申請者（請求者）と同一であること

第5号様式（第10条関係）

宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成金計算書

宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成券を持参した方の宿泊費については、下記の計算書により算出した助成額（合計）を宿泊費から減額し、残りを宿泊者に請求し、助成額は宿毛市に請求してください。

記

●助成額の計算

$$\begin{array}{rcccl} & & & & (\times 2) \\ (\times 1) & & & & \text{助成額（合計）} \\ 2,000\text{円} & \times & \boxed{} \text{泊} & \times & \boxed{} \text{人} = \boxed{} \text{円} \end{array}$$

※1 助成額の上限は、1泊2,000円です。（13泊分まで）

※2 助成額（合計）分について、窓口で宿泊料金の精算する際に減額して下さい。その減額分については、助成金請求書により宿毛市に請求して下さい。

（例）

1泊7,000円の宿泊施設に2人で3泊した場合

1人当たり2,000円の助成額なので

○助成額 2,000円×3泊×2人＝12,000円

○宿泊料 7,000円×3泊×2人＝42,000円

42,000円－12,000円(宿毛市に請求)＝30,000円(宿泊者に請求)

※助成金の額は、食事の有無に関わらず、1泊2,000円以内となります。